

いばらきしじょうれいだい ごう  
茨木市条例第17号

いばらきしじょうがい ひと ひと とも い じょうれい  
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例

もくじ  
目次

ぜんぶん  
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう  
第1章 総則（第1条—第6条）

だい しょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう だい じょう だい じょう  
第2章 障害を理由とする差別の解消（第7条—第14条）

だい しょう じょうほう しゅとくおよ い しそつう  
第3章 情報の取得及び意思疎通

だい せつ げんご しゅわ たい りかい だい じょう だい じょう  
第1節 言語としての手話に対する理解（第15条・第16条）

だい せつ たよう い しそつうしゅだん かくほ だい じょう だい じょう  
第2節 多様な意思疎通手段の確保（第17条—第22条）

だい しょう だれ あんしん く つづ だい じょう だい じょう  
第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり（第23条—第37条）

だい しょう ざっそく だい じょう  
第5章 雑則（第38条）

ふそく  
附則

わたし いばらきし めぐ しぜん ゆた れきし う つ はってん つづ  
私たちのまち茨木市は、恵まれた自然と豊かな歴史を受け継ぎ、発展し続けている

まちであり、おお じゅうきよ じぎょうしょ だいがくとう りっち さまざま ひとびと つど まな はたら  
まちであり、多くの住居、事業所、大学等が立地し、様々な人々が集い、学び、働き、

く しょうがい ひと しゅうい りかいぶそく へんけん しょうがい  
暮らしているが、障害のある人にとっては、周囲の理解不足や偏見のほか障害への

はいりよ じゅうぶん し く かんしゅう しゃかいてきしょうへき い さべつ  
配慮が十分でない仕組みや慣習といった社会的障壁により生きづらさや差別を

かん じょうきょう  
感じる状況もある。

だれ あんしん く つづ すす わたし ひとりひと  
誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めていくには、私たちが一人ひと  
りの違いを認め合い、障害の特性や社会的障壁を取り除く必要性に対する理解を

ふか し しな い く ひと かつどう ひとひと じぎょうしゃ たが きょうりよく さまざま  
深めながら、市、市内で暮らす人や活動する人々、事業者が互いに協力し、様々な  
ば しょうがい とくせい おう てきせつ はいりよ つと ひつよう  
場において障害の特性に応じた適切な配慮に努める必要がある。

しょうがい りゆう さべつ しょうがい ひと ひと たが  
ここに、障害を理由とする差別をなくすとともに、障害のある人もない人も互い  
じんけん そんげん たいせつ ささ あ とも い いばらき じつげん  
の人権や尊厳を大切に、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、この

じょうれい せいいてい  
条例を制定する。

## だい しょう そうそく 第1章 総則

### もくてき (目的)

だい じょう じょうれい だれ あんしん く つづ すいしん  
第1条 この条例は、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、  
きほんりねん さだ し しみんおよ しみんかつどうだんたいなら じぎょうしゃ せきむ あき  
基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにすると  
ともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の  
じつげん きよ もくてき  
実現に寄与することを目的とする。

### ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい しょうがい ひと しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしん  
第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神

しょうがい はったつしょうがい ふく なんびょう ちりょうほうほう かくりつ しっぺい た とくしゅ  
障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊  
しっぺい きいん しょうがい た しんしん きのう しょうがい い か しょうがい  
の疾病をいう。）に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」とい  
う。）がある者であって、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてきたま だんぞくてき にちじょう  
生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する者をい  
う。

3 この条例において「市民活動団体」とは、市内において活動を行う団体をいう。

4 この条例において「事業者」とは、市内において商業その他の事業を行う者  
（市を除く。）をいう。

5 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は  
しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん た  
社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他  
いっさい  
一切のものをいう。

6 この条例において「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とする不当な  
さべつてきとりあつかい しょうがい ひと けんりりえき しんがい また ごうりてき はいりよ  
差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害すること又は合理的な配慮の  
ていきょう  
提供をしないことをいう。

7 この条例において「障害を理由とする不当な差別的取扱い」とは、正当な理由  
なしに、しょうがいまた しょうがい かんれん じゆう りゆう しょうがい ひと はいじょ  
障害又は障害に関連する事由を理由として、障害のある人を排除し、そ  
けんり こうし せいげん けんり こうし さい じょうけん つ とう とりあつか  
の権利の行使を制限し、その権利を行使する際に条件を付ける等の取扱いをする

ことをいう。

- 8 この条例において「合理的な配慮の提供」とは、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（その者の家族、後見人又は支援者がその者を補佐して行ったものを含む。）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することをいう。

基本理念

第3条 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進は、次に掲げる事項を基  
本として行われなければならない。

- (1) 障害に対する理解を深め、社会的障壁の除去のための環境整備が図られること。
- (2) 障害のある人の言語その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。
- (3) 障害のある人が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を確保されること。
- (4) 障害のある人もない人もつながり、支え合い、障害のある人の自立及び社会

参加が促進され、障害のある人の福祉の向上に関する施策の連携が図られること。

(5) 障害を理由とする差別を身近な課題と捉え、建設的な対話を通じて互いの立場を理解し、合理的な配慮の提供が図られること。

## (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民及び市民活動団体並びに事業者の障害に対する理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消し、「共に生きるまち茨木」を実現するために必要な施策を講じるものとする。

## (市民及び市民活動団体並びに事業者の責務)

第5条 市民及び市民活動団体並びに事業者は、基本理念にのっとり、障害に対する理解を深めるとともに、「共に生きるまち茨木」の実現に取り組むよう努めるものとする。

## (啓発活動)

第6条 市は、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進するため、市民及び市民活動団体並びに事業者、障害の特性及び社会的障壁の除去の必要性に対する理解を深めるための啓発を行うものとする。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消

さべつ きんし  
(差別の禁止)

だい じょう し およ じ ぎょうしゃ じ また じ ぎょう おこな あ つぎ かか  
第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げることをして  
はならない。

- (1) しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか しょうがい ひと けんりりえき しんが  
障害を理由とする不当な差別的取扱いにより障害のある人の権利利益を侵害  
すること。
- (2) ごうりてき はいりよ ていきょう  
合理的な配慮の提供をしないこと。

そうだんおよ たいおう  
(相談及び対応)

だい じょう しない きよじゅう つうきん また つうがく しょうがい ひと かぞく こうけんにん  
第8条 市内に居住し、通勤し、又は通学する障害のある人、その家族、後見人

およ しえんしゃなら じ ぎょうしゃ しちょう たい ぜんじょうかくごう かか かん そうだん  
及び支援者並びに事業者は、市長に対し、前条各号に掲げることに  
関する相談を  
おこな  
行うことができる。

2 しちょう ぜんこう そうだん う ばあい ひつよう おう つぎ かか たいおう おこな  
市長は、前項の相談を受けた場合は、必要に応じて、次に掲げる対応を行うも  
のとする。

- (1) じよげん じょうほうていきょう た ぜんこう そうだん かか じあん かいけつ ひつよう しえん  
助言、情報提供その他の前項の相談に係る事案を解決するために必要な支援
- (2) ぜんこう そうだん かか じあん とうじしゃおよ かんけいしゃ たい じじつ かくにんおよ ちょうせい  
前項の相談に係る事案の当事者及び関係者に対する事実の確認及び調整
- (3) かんけいきかん つうち  
関係機関への通知

とうじしゃおよ かんけいしゃ きょうりよく  
(当事者及び関係者の協力)

だい じょう ぜんじょうだい こうだい ごう とうじしゃおよ かんけいしゃ しちょう どうこうかくごう かか たいおう  
第9条 前条第2項第2号の当事者及び関係者は、市長の同項各号に掲げる対応に

たい せいとう りゆう ばあい のぞ ひつよう きょうりよく  
対し、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

もうした  
(あっせんの申立て)

第10条 第8条第1項の相談を行った障害のある人並びにその家族及び後見人は、

事業者が第7条の規定に違反すると思料する場合であつて、第8条第2項の規定に

より市長が対応してもなおその解決が見込めないときは、当該事業者を相手方とし

て、市長に対し、当該事案の解決のためのあつせん（以下この条及び次条において

「あつせん」という。）の申立てをすることができる。ただし、当該あつせんの

申立てをすることが当該障害のある人の意に反することが明らかである場合は、こ

の限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、行政庁の処分その他の公権力の行使により解決でき

るものであるときは、あつせんの申立てをすることができない。

（あつせん）

第11条 市長は、前条第1項の規定によるあつせんの申立てがあつたときは、当該あ

つせんの申立てに係る事案について調査を行うものとする。

2 前項の規定により調査を行う場合において、当該事案の当事者及び関係者は、

正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。

3 市長は、第1項の調査の結果により、あつせんを行うことの適否を決定し、あつ

せんを行うことが適当であると決定したときは、茨木市障害者差別解消支援協

議会（以下この条、第13条第3項及び第14条において「協議会」という。）に

あつせんを行うよう求めるものとする。

- 4 市長は、前項の規定によりあつせんを行うことの適否を決定する際に、協議会に助言を求めることができる。
- 5 協議会は、第3項の規定によるあつせんの求めがあったときは、あつせんを行うものとする。
- 6 協議会は、あつせんを行うために必要があると認めるときは、当該事案の当事者及び関係者に対し、あつせんを行うために必要な限度において、資料の提出及び説明を求めることその他の必要な調査を行うことができる。
- 7 協議会は、当該事案の解決のため必要なあつせん案（次条第1項において「あつせん案」という。）を作成し、これを当該事案の当事者に提示することができる。
- 8 協議会は、あつせんを終了したときは、その旨を市長に報告するものとする。

(勧告)

第12条 市長は、前条第8項の規定による報告を受けたもののうち、正当な理由なく、あつせん案を受諾せず、又は受諾したあつせん案に従わない場合であって、必要があると認めるときは、当該差別を行ったとされる事業者に対し、障害を理由とする差別を解消するために必要な措置を講じるべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る者に、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)



第13条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告

に従わず、かつ、当該障害を理由とする差別に故意又は重大な過失があると

認めるときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、

あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料

の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ協議会の

意見を聴かななければならない。

(茨木市障害者差別解消支援協議会)

第14条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。

次項第1号において「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、協議会を

設置する。

2 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 法第18条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会の事務

(2) 第11条第4項から第8項まで及び第13条第3項の規定によりその権限に

属することとされた事項

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、

きそく さだ  
規則で定める。

### だい しょう じょうほう しゅとくおよ いしそつう 第3章 情報の取得及び意思疎通

#### だい せつ げんご しゅわ たい りかい 第1節 言語としての手話に対する理解

しゅわ たい りかい そくしんとう  
(手話に対する理解の促進等)

だい じょう し 市は、しゅわ げんご であるとのにんしき に 基づき、しゅわ たい りかい そくしんおよ  
第15条 市は、手話が言語であるとの認識に 基づき、手話に対する理解の促進及び

ふきゅう はか  
普及を図るものとする。

2 しみんおよ しみんかつどうだんたいなら じぎょうしゃ ぜんこう にんしき もと しゅわ たい りかい  
2 市民及び市民活動団体並びに事業者は、前項の認識に基づき、手話に対する理解

ふか  
を深めるものとする。

がっこう しゅわ たい りかい そくしんとう  
(学校における手話に対する理解の促進等)

だい じょう し いばらきしりつしょうがっこうおよ ちゅうがっこう ぜんじょうだい こう にんしき もと  
第16条 市は、茨木市立小学校及び中学校において、前条第1項の認識に基づき、

しゅわ たい りかい そくしんおよ ふきゅう はか つぎ かか とりくみ おこな つと  
手話に対する理解の促進及び普及を図るため、次に掲げる取組を行うよう努めるも  
のとする。

(1) しゅわ ひつよう じどうおよ せいと じゅぎょうないよう りかい しゅわ つか  
(1) 手話を必要とする児童及び生徒が授業内容を理解するための手話を使った

じゅぎょう じっし  
授業の実施

2 じどうおよびせいと しゅわ せつし した きかい ていきょう  
(2) 児童及び生徒が手話に接し、親しむ機会の提供

2 し ぜんこうかくごう かか げるとりくみ おこな ひつよう おう しゅわ かんけいきかん  
2 市は、前項各号に掲げる取組を行おうとするときは、必要に応じて、関係機関と

れんけい はか  
連携を図るものとする。

だい せつ たよう いしそつうしゅだん かくほ  
第2節 多様な意思疎通手段の確保

たよう い し そつうしゅだん ふきゅうどう  
(多様な意思疎通手段の普及等)

だい じょう し しゅわ ようやくひつき てんじ おんやく じまく もじひょうじ へいい ひょうげん た  
第17条 市は、手話、要約筆記、点字、音訳、字幕、文字表示、平易な表現その他の

しょうがい とくせい おう たよう い し そつう しゅだん い か たよう い し そつうしゅだん  
障害の特性に応じた多様な意思疎通のための手段（以下「多様な意思疎通手段」と

いう。）の普及を図るとともに、その利用が促進されるよう環境整備に努めるものとする。

しゅわとう まな きかい ていきょう  
(手話等を学ぶ機会の提供)

だい18じょう し しゅわ ようやくひつき てんじまた おんやく い か じょう しゅわとう  
第18条 市は、手話、要約筆記、点字又は音訳（以下この条において「手話等」と

いう。）を必要とする障害のある人、その者の意思疎通を支援する者及び関係機関

と連携して、市民に手話等を学ぶ機会を提供するものとする。

い し そつう しえん もの ようせい  
(意思疎通を支援する者の養成)

だい じょう し たよう い し そつうしゅだん しょうがい ひと い し そつう しえん もの  
第19条 市は、多様な意思疎通手段により障害のある人の意思疎通を支援する者を

ようせい ひつよう とりくみ おこな  
養成するために必要な取組を行うものとする。

しょうがい とくせい はいりよ じょうほう はっしんなど  
(障害の特性に配慮した情報の発信等)

だい じょう し しょうがい ひと じょうほう えんかつ しゅとく  
第20条 市は、障害のある人が情報を円滑に取得することができるようにするため、

たよう い し そつうしゅだん じょうほう はっしんおよ ていきょう おこなう  
多様な意思疎通手段による情報の発信及び提供を行うものとする。

しみんおよ しみんかつどうだんたい りかいとう  
(市民及び市民活動団体の理解等)

だい じょう しみんおよ しみんかつどうだんたい たよう い し そつうしゅだん たい りかい ふか  
第21条 市民及び市民活動団体は、多様な意思疎通手段に対する理解を深めるととも

に、多様な意思疎通手段に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ りかいなど  
(事業者の理解等)

だい じょう じぎょうしゃ たよう いしそつうしゅだん たい りかい ふか たよう いし  
第22条 事業者は、多様な意思疎通手段に対する理解を深めるとともに、多様な意思  
そつうしゅだん ひつよう もの りよう さーびす ていきょう およ たよう いしそつう  
疎通手段を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、及び多様な意思疎通  
しゅだん かん し しさく きょうりよく つと  
手段に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

だい しょう だれ あんしん く つづ  
第4章 誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり

こうりゅう きかい じゅうじつ  
(交流の機会の充実)

だい じょう し しょうがい ひと ひと こみゆにけーしょん たが  
第23条 市は、障害のある人とない人がコミュニケーションをとることにより互いの  
りかい ふか こうりゅう きかい じゅうじつ  
理解を深めるため、交流の機会を充実させるものとする。

2 市民及び市民活動団体並びに事業者は、障害のある人とない人が

こみゆにけーしょん たが りかい ふか こうりゅう きかい  
コミュニケーションをとることにより互いの理解を深めるため、交流の機会を  
じゅうじつ つと  
充実させるよう努めるものとする。

しみんとう かつどう おこな じょうほうていきょうとう  
(市民等が活動を行うための情報提供等)

だい じょう し しみんおよ しみんかつどうだんたいなら じぎょうしゃ じしゆてき しょうがい りかい  
第24条 市は、市民及び市民活動団体並びに事業者が自主的に障害に対する理解を  
ふか かつどう おこな ひつよう じょうほう ていきょうとう おこな  
深める活動を行うために必要な情報の提供等を行うものとする。

いりょうきかん ごうりてき はいりよ ていきょう たい りかい そくしん  
(医療機関の合理的な配慮の提供に対する理解の促進)

だい じょう し しょうがい ひと ひつよう いりょう う  
第25条 市は、障害のある人が必要な医療を受けることができるようにするため、

いりょうきかん ごうりてき はいりよ ていきょう たい りかい そくしん けいはつ つと  
医療機関の合理的な配慮の提供に対する理解を促進するための啓発に努めるもの  
とする。

ほいくとう じっし  
(保育等の実施)

だい じょう し しょうがい ひと ひつよう しゅうがくまえ きょういく ほいくまた りょういく う  
第26条 市は、障害のある人が必要な就学前の教育、保育又は療育を受けること  
ができるようにするため、かんけいきかん じぎょうしゃ れんけい ひつよう とりくみ おこな  
とする。

ほうかつてき きょういく じっし  
(包括的な教育の実施)

だい じょう し いばらきしりつしょうがっこうおよ ちゅうがっこう しょうがい ひと ひと とも  
第27条 市は、茨木市立小学校及び中学校において、障害のある人となない人が共に  
まな ほうかつてき きょういく じっし しょうがい ひと しょうがい とくせい  
学ぶことができる包括的な教育を実施するため、障害のある人が障害の特性に  
おう きょういく う つと  
応じた教育を受けることができるよう努めるものとする。

がっこう しょうがい たい りかい そくしん  
(学校における障害に対する理解の促進)

だい じょう し いばらきしりつしょうがっこうおよびちゅうがっこう しょうがい たい りかい そくしん  
第28条 市は、茨木市立小学校及び中学校において、障害に対する理解を促進する  
ために ひつよう とりくみ おこな  
に必要な取組を行うものとする。

しょうがい とお しえん  
(生涯を通した支援)

だい じょう し しょうがい ひと しょうがい とお しんしん ほんたつ しえん う  
第29条 市は、障害のある人が生涯を通してその心身の発達のための支援を受ける  
ことができるようにするために ひつよう とりくみ おこな  
に必要な取組を行うものとする。

こよう そくしんおよ しゅうろう しえんとう  
(雇用の促進及び就労の支援等)

だい じょう し しょうがい ひと こよう そくしんなら しゅうろう しえんおよ ていちゃく ほか  
第30条 市は、障害のある人の雇用の促進並びに就労の支援及び定着を図るため  
ひつよう とりくみ おこな  
に必要な取組を行うものとする。

2 じぎょうしゃ しょうがい とくせい りかい しょうがい ひと たい こよう きかい かくだいおよ  
事業者は、障害の特性を理解し、障害のある人に対する雇用の機会の拡大及び

しょうがい ひと はたら つづ しょくばかんきょう せいび おこな  
障害のある人が働き続けられる職場環境の整備を行うものとする。

しょうがいふくしき ーびす じゅうじつ  
(障害福祉サービスの充実)

だい じょう し しょうがいふくしき ーびす じゅうじつ はか ひつよう とりくみ おこな  
第31条 市は、障害福祉サービスの充実を図るために必要な取組を行うものとする。

かとう そくしん  
(バリアフリー化等の促進)

だい じょう し およ じぎょうしゃ ばりあふりーか しょうがい ひと えんかつ りよう  
第32条 市及び事業者は、バリアフリー化（障害のある人が円滑に利用できるよう

しせつおよ せつび せいび およ しょうがい ひと りよう  
に施設及び設備を整備することをいう。）及び障害のある人も利用しやすい

でざいん どうにゅう そくしん ひつよう とりくみ おこな  
デザインの導入を促進するために必要な取組を行うものとする。

いどうしゅだん かくほ  
(移動手段の確保)

だい じょう し およ じぎょうしゃ しょうがい ひと いどうしゅだん かくほ ひつよう とりくみ  
第33条 市及び事業者は、障害のある人の移動手段を確保するために必要な取組を  
おこな  
行うものとする。

こうつうあんぜん かくほ  
(交通安全の確保)

だい じょう し じん およ じぎょうしゃ くるまいす しょう もの た こうつう あんぜん はいりょ ひつよう  
第34条 市民及び事業者は、車椅子を使用する者その他の交通の安全に配慮が必要と

みと しょうがい ひと つうこう また ほんこう つうこうとう  
認められる障害のある人が通行し、又は歩行しているときは、その通行等を

さまた あんぜん かくほ ひつよう とりくみ おこな  
妨げないようにするとともに、その安全を確保するために必要な取組を行うもの  
とする。

さいがい じとう しえん  
(災害時等の支援)

だい じょう し かんけいきかん およ じぎょうしゃ れんけい しょうがい ひと たい さいがい じまた  
第35条 市は、関係機関及び事業者と連携して障害のある人に対する災害時又は

きんきゅうじ しえん つと  
緊急時の支援に努めるものとする。

ちいき  
(地域におけるつながり等)

だい じょう しみん しょうがい ひと ひと ささ あ ちいき つと  
第36条 市民は、障害のある人もない人もつながり、支え合う地域づくりに努めるものとする。

しゃかいさんか そくしん  
(社会参加の促進)

だい じょう し しょうがい ひと しゃかいさんか そくしん ひつよう とりくみ おこな  
第37条 市は、障害のある人の社会参加を促進するために必要な取組を行うものとする。

2 しみんおよ しみんかつどうだんたいなら じぎょうしゃ ぶんかげいじゅつかつどう すぽーつかつどう た  
市民及び市民活動団体並びに事業者は、文化芸術活動、スポーツ活動その他の活動を通じ、障害のある人の社会参加が促進されるよう努めるものとする。

だい しょう ざつそく  
第5章 雑則

い にん  
(委任)

だい じょう じょうれい しこう ひつよう じこう きそく さだ  
第38条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

ふ そく  
附 則

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう だい じょう きてい へいせい ねん  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は平成30年

がつ にち だい じょう だい じょう きてい へいせい ねん がつ にち しこう  
8月1日から、第10条から第13条までの規定は平成31年8月1日から施行する。